

# 教師・生徒の健康管理

解説者



日本女子大学  
教職教育開発センター  
教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東  
京大学大学院法学政治学研究所  
公法専攻博士課程単位取得退  
学。1996年、日本女子大学に  
赴任。専門は、憲法学、公教育  
制度論。9月に『新訂第4版  
図解・表解教育法規』（共著、  
教育開発研究所）を出版。

学校で起こり得る危機に対し、どのような備えをしておくべきか。事故や災害などが発生したら、被害を最小限にとどめるためにどう対応すればいいのか。学校の危機管理について研究する坂田仰教授が解説する本コーナー。第5回は、教師・生徒の健康管理について解説する。

## 使用者はもちろん、労働者にも自身の健康と安全を守る義務がある

公立学校と私立学校では法律の根拠は異なりますが、労働者（教師）の健康管理に関する考え方は同じで、使用者（設置者・管理職）には、労働者に対する「安全配慮義務」があります。労働者が、生命や身体等の安全を確保しながら労働できるように、使用者に対して必要な配慮を義務づけるもので、労働安全衛生法では、主に次の4項目を示しています。

① **適正労働条件措置義務** 過重労働が原因で心身の健康を害さないよう、勤務時間や休憩時間、休日、休憩場所、人員配置などによる労働条件を適正に確保する義務。

② **健康管理義務** 必要に応じて健康診断やメンタルヘルス、心身の状態の把握など、健康管理に努める義務。

③ **適正労働義務** 労働者の病歴、持病、体調などを考慮した業務に配置する義務。①適正労働条件措置義務は、労働者全体の措置に対し、③は労働者一人ひとりの状況に応じた適正な措置となる。

④ **看護・治療義務** 病気やけがをした場合、適切な看護や治療を行う義務。身体だけでなく、心の病気も含まれる。

一方、労働者には、「自己保健・自己安全」の義務があります。労働者本人が自分の健康管理や安全確保に注意を払いながら業務にあたるのが求められ、使用者が講じる健康・安全への措置を守る義務もあります。つまり、使用者・労働者の双方が配慮して、

## 心身の健康と安全の確保に向けて

- ✓ 使用者には「安全配慮義務」が、労働者には「自己保健・自己安全」の義務があり、使用者・労働者の双方から、労働者の健康と安全を確保する。
- ✓ 教師が休養を適切に取れるよう、業務削減の工夫や職場の雰囲気づくりに努める。
- ✓ 生徒の日々の健康観察では、体調の変化だけでなく、言動の変化にも目を配る。

## 図 公立学校の教師の勤務時間のガイドライン

- 超過勤務の上限の目安
    - 1 か月間の時間外在校等時間 **45 時間以内**
    - 1 年間の時間外在校等時間 **360 時間以内**
  - 勤務時間の考え方
    - 「超勤4項目」（下記参照）以外の**自主的・自発的な勤務も含め**、外形的に把握することができる**在校時間**（自発的に行う自己研鑽等の時間は、自己申告に基づき除く）。
    - **職務として参加する研修や児童生徒の引率等の職務に従事する**ような、外形的に把握できる**校外での勤務時間**（休憩時間を除く）。
- \*「超勤4項目」は、時間外勤務を命じることができる業務。
- 1 校外実習その他生徒の実習に関する業務
  - 2 修学旅行その他学校の行事に関する業務
  - 3 職員会議に関する業務
  - 4 非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要業務

2019年、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正により、上記のガイドラインが示された。

※文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（2019年1月）を基に編集部で作成。

労働者の健康と安全を守るといのが、基本的な考え方です。

### 勤務時間の客観的な把握が義務化 残業時間の上限も設定される

安全配慮義務の中で、勤務時間に関する環境改善が急速に進められています。2019年4月、労働安全衛生法が改正され、勤務時間の客観的な把握が義務化されました。把握の方法は、タイムカード等による出退勤時刻

の記録や、パソコン等の電子機器の使用時間の記録などで、学校にもその順守が促されました。20年9月の文部科学省の調査では、客観的な把握を実施する自治体の割合が、都道府県は91・5%、政令指定都市は85%と、前年度から大幅に伸びています（\*1）。しかし、表計算ソフトに出退勤時刻を入力するなど、自己申告による把握はまだ行われていません。勤務時間の客観的な把握は、法律で義務づけられているので、未実施であれば早急な対応が必要です。

公立学校の教師の勤務時間に関するガイドライン（\*2）も作成され、時間外在校等時間は、1か月間では45時間以内、1年間では360時間以内と示されました。そして、いわゆる「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務や、校外での勤務でも、職務として参加する研修や生徒の引率等を行う時間は、勤務時間とされることになりました（図）。

ただ、残業時間の上限を設けても、業務量自体が減らなければ、業務の持ち帰りにつながってしまいます。また、部活動や課外活動など、本人の希望で行う業務によって超過勤務となつている場合もあるでしょう。部活動に週2日以上以上の休養日が推奨されているように、業務量を減らす工夫や、休みやすい環境づくりをいま一度検討するとともに、使用者・

労働者がともに働き方を見直し、善意や熱意による働き過ぎを防ぐことが大切です。

### 生徒の健康観察では、言動の変化の見取りから、心の不調の早期発見を

生徒の健康管理において留意したいのは、健康観察です。例えば、熱中症は毎年どこかの学校で起きています。生徒に無理な運動をさせないのももちろん、熱中症測定器の設置も検討すべきでしょう。

コロナ禍の今は、毎朝生徒の体温や体調を確認する学校もあると思いますが、心の不調にも注意を払うことが重要です。文部科学省の調査では、20年度、自殺した児童生徒の数は415人で、調査開始以降、最多でした（\*3）。コロナ禍によって生活が大きく変化し、人と人との距離が広がる中、生徒は周りに不安や悩みを相談できず、1人で抱え込んでいく可能性があることを教師は心に留めて、生徒と接することが望まれます。

大人も子どもも、周囲が心の不調をつかむことは容易ではありません。体調の変化だけでなく、言動の変化も注意深く見取るなどして、異変の早期発見に努めるとともに、産業医やスクールカウンセラーと連携して心のケアを十分に行うことが大切です。

\*1 文部科学省「令和2年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」。2019年度は、都道府県66%、政令指定都市75%だった。なお、市区町村は2019年度47.4%、2020年度71.3%だった。 \*2 文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（2019年1月）。 \*3 文部科学省「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」。自殺者数は、小・中学校・高校から報告のあった人数。